

# 男女共同参画推進本部参画推進本部。 第2008.2.15 \$\$\frac{2008.2.15}{\text{kiff}}\$\$



第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合

#### **Contents**

- P.1 ワーク・ライフ・バランス推進のための取組状況
- P.2 配偶者からの暴力に関する施策の推進状況
- P.4 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合への参加

## ワーク・ライフ・バランス推進のため の取組状況

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

昨年12月18日、仕事と生活の調和に関する基本的な考え方を示す「憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的取組や政策の方針を示した「行動指針」が策定されました。

これまで働き方の見直しは、個々の企業の自主的な取組に委ねられていたことから、社会的な広がりに欠けていました。そこで、個々の企業の動きを後押しし、社会全体を動かす大きな流れに変えていくために、今般、政労使の合意により憲章と行動指針を定めました。憲章及び行動指針は、仕事と生活の調和した社会を実現することが重要課題であるとの認識を示し、仕事と生活の調和の推進に向けた画期的な第一歩を踏み出したといえるでしょう。

憲章では、仕事に追われ、心身の健康を害しかねない人や柔軟な働き方ができないために子育てや親の介護との両立に悩む人が多くみられることを指摘しています。その上で、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべき社会であるとしています。さらに、このような社会の実現のために、企業と働く者、国民、国、地方公共団体といった関係者の果たすべき役割を明示しています。

行動指針では、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針のほか、10年後

までに社会全体として達成を目指す14の数値目標を 設定しています。例えば、年次有給休暇の取得率に ついては、現在は約半分の取得率ですが、10年後に は完全取得にすることを目指しています。そのほか、 第1子出産前後の女性の継続就業率や男女の育児休 業取得率なども挙げられています。さらに、実際に 仕事と生活の調和がどの程度進展しているか、進行 の度合いを測るものとして、「『仕事と生活の調和』 実現度指標」の開発も盛り込まれています。

今後は、憲章及び行動指針に基づき、各主体と連携し、取組を着実に推進していきます。また、数値目標や「仕事と生活の調和」実現度指標の活用により、取組の進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図ることしています。

(「憲章」「行動指針」に関するアドレス)

http://www8.cao.go.jp/shoushi/w-l-b/k 2/pdf/s1.pdf

#### 「仕事と生活の調和推進室」設置

仕事と生活の調和した社会を着実に実現するため に、本年1月8日、内閣府に「仕事と生活の調和推 進室」(以下「推進室」)を設置しました。

仕事と生活の調和を実現するためには、企業、働く方、都道府県・市町村、関係府省がパートナーとして密接に連携する必要があります。

推進室では、各主体の協働のネットワークを支える中核的組織として、次の業務を行います。

#### 業務】

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指 針」に基づく、仕事と生活の調和の実現のために必 要となる企画、立案及び総合調整に関する事務

- ●「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の庶務 (事務局機能)
- ●関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関との 連携・調整
- ●政府を挙げて行う推進キャンペーン等の企画立案、 調整
- ●情報収集・整理、調査研究

(推進室アドレス)

http://www8.cao.go.jp/wlb/

#### 平成20年度の仕事と生活の調和関連予算について

男女共同参画局の20年度の仕事と生活の調和関連予算につきましては、男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業として、43百万円が予算案に盛り込まれました。内容は、(1)男女共同参画推進連携会議、地方公共団体、地元経済団体等との共催により全国でセミナーの開催やアドバイザーの派遣等を実施するための意識啓発事業関連として21百万円、(2)子育で期のみならず、様々なライフステージに即した仕事と仕事以外の活動(家庭生活、地域活動、自己啓発、健康等)の調和に関する個人の意識・実態等を把握するための男女のワーク・ライフ・バランス支援に関する調査で22百万円となっております。

また、内閣府では他に、官民が一体となって働き方の見直しについての職場の意識改革を図る国民運動事業として42百万円、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組と従業員意識に関する調査研究として33百万円が予算案に盛り込まれています。

今後、推進室をはじめ、関係府省、関係機関等が相互に連携し合い、仕事と生活の調和の推進を図ってまいります。

#### 男女共同参画局における今後の取組について

#### (1) 「ワーク・ライフ・バランス」シンポジウムの 開催について

2月16日(出)に、内閣府と男女共同参画推進連携会議主催による「ワーク・ライフ・バランス」シンポジウム(場所:学術総合センター 一橋記念講堂)を開催いたします。

本シンポジウムは2部構成となっており、1部では、上川内閣府特命大臣あいさつの後、佐藤博樹東京大学教授による基調講演、産・官・学の有識者を招いてのパネルディスカッションを行い、2部では、「女性が変わる、ワークスタイルを変える。生活と仕事のハーモニーとは?」、「社員の力を引き出す中小企業経営者の姿勢とは」、「就職活動を前に未来の私を考えてみよう」の3つのテーマの分科会に分け、ディスカッションを行います。

本年を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、仕事と生活の調和社会の実現を目指して今何が必要か、企業とそこで働く者がどうあるべきなのかを考える機会を今後とも設けることにより、仕事と生活の調和が実現する社会づくりに向けて、国民の皆様の一層の御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

(シンポジウム関係アドレス)

http://www.gender.go.jp/wlb/wlb-sympo.html

### (2) 「仕事と生活の調和」実現度指標の開発について

「仕事と生活の調和」実現度指標については、わが国社会全体で見た仕事と生活の調和の推進度合いを測るものであり、男女共同参画会議専門調査会において開発することとなっています。

多様な働き方が実現されれば、家族と過ごしたり、 地域活動や学習・趣味娯楽などの活動に参加したり するゆとりができ、暮らし全般に変化が生じること から、「仕事と生活の調和」実現度指標により、仕 事以外の家庭生活、地域・社会活動、学習・趣味・ 娯楽等の分野について人々の状況を把握します。ま た、官民による社会基盤づくりが不可欠であること から、多様な働き方を選べる機会や働きながら様々 な活動を行う機会が設けられているか、また、様々 な活動を支える地域の支援サービスを得られる機会 が設けられているか等の環境整備の状況についても 把握します。今年度末には、公表を行うこととして います。

(「仕事と生活の調和」実現度指標に関するホームページアドレス)

http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/wlb/index-wlb1912.html

# (3) 企業の仕事と生活の取組事例調査、メリットやコストの分析

同専門調査会では、現在、企業の仕事と生活の調和の取組事例の調査と、調査で得られた情報等を基に、仕事と生活の調和が企業にもたらすメリットやコストの分析を行っております。

また、仕事と生活の調和の先進的な取組を行っている十数社の企業からヒアリングを行い、現在の取組状況、仕事と生活の調和に親和的なマネジメント、仕事と生活の調和の取組に係るメリットやコストを調査しています。さらに、ヒアリングで得られた情報を参考にしつつ、企業が仕事と生活の調和に取り組むことがコスト面等でどのようなメリットにつながるか、定量的に分析を行ってまいります。

# 配偶者からの暴力に関する施策の推進状況

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重 大な人権侵害です。

平成18年度に、全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は58,528件で、平成14年度に比べ、1.5倍以上増加しています。また、保護命令発令件数も、平成18年は2,208件で、平成14年に比べ、約2倍と増加傾向にあります。

内閣府においては、配偶者暴力防止法、同法に基づく基本方針、及び「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月閣議決定)に基づき、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護・自立支援のための施策について、より一層の充実に努めています。

#### 1 配偶者暴力防止法の改正

配偶者暴力防止法(正式名称:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)(平成13年

法律第31号)は、平成13年に議員立法により制定され、16年に一部改正されました。この改正から3年後を目途に施行状況等を勘案し、検討することとされていたことを受け、16年に続き議員立法により改正され、20年1月11日に施行されました。

今回の法改正のポイントは、次のとおりです。

#### (1) 保護命令制度の拡充

保護命令は、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が一定期間、加害者に接近禁止等を命ずるものです。この保護命令に係る制度が次のように拡充されました。

#### ア 生命・身体に対する脅迫の追加

保護命令の申立てができるのは、これまでは配偶者から過去に身体に対する暴力を受けた被害者でしたが、今回の改正により、これに加えて、配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれが大きいと認められるときにも、裁判所に保護命令の申立てができるようになりました。

#### イ 保護命令の種類の追加

保護命令は、これまで①接近禁止命令(加害者が被害者の身辺につきまとい、住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止)、②退去命令(加害者に対し2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去、また、付近のはいかいを禁止)、③被害者と同居している未成年の子への接近禁止命令(被害者への接近禁止命令の期間、加害者が被害者と同居している子の身辺につきまとい、又は住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止)、の3つの種類でしたが、今回の改正では、これらに以下の2種類が追加されました。

#### (ア) 電話等禁止命令

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになりました。

- ①面会の要求
- ②行動の監視に関する事項を告げること等
- ③著しく粗野・乱暴な言動
- ④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子 メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
- ⑤夜間(午後10時~午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
- ⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を 催させる物の送付等
- ⑦名誉を害する事項を告げること等
- ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的 羞恥心を害する文書・図画の送付等

#### (イ) 被害者の親族等への接近禁止

配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なく

なることを防止するため必要があると認めるときは、 裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近 禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命 令を発することができるようになりました。

#### (2) 市町村基本計画の策定

これまで都道府県のみに義務付けられていた配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義 務となりました。

#### (3) 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務となりました。また、被害者の緊急時における安全の確保が、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記されました。

#### 2 配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改定

配偶者暴力防止法に基づき、国(内閣総理大臣、 国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣)が都 道府県や市町村が策定する基本計画の指針として定 める基本方針について、法改正等を踏まえて改定を 行い、改正法施行に合わせ平成20年1月11日に官報 で告示しました。

今回改定した基本方針では、法改正を踏まえて、 都道府県と市町村の役割に関する基本的な考え方を 整理するとともに、地方公共団体の先進的な取組事 例を望ましい取組として提示しました。また、都道 府県や市町村の基本計画策定に当たっての基本的な 視点や保護命令の発令後における被害者の安全の確 保など、内容の充実を図っています。

#### 3 今後の取組

法改正や基本方針の改定などを踏まえ、平成20年度は、女性に対する暴力の予防啓発の促進、配偶者からの暴力についての広報啓発促進のほか、調査研究にも取り組むこととしています。

また、地方公共団体等との連携を強化するため、 配偶者暴力相談支援センターの相談員等を対象にセミナーを開催するほか、配偶者暴力相談支援センター等に対し、精神科医、弁護士等の専門家を派遣して効果的な指導・助言を行うアドバイザー派遣事業の実施、地方公共団体、民間団体、有識者等が一堂に会して、地方公共団体の取組についての情報提供や民間団体の事例発表等を行う官民連携会議の開催、被害者のニーズに応じた、きめ細かな自立支援を行うためのモデル事業の実施に取り組むこととしています。

今後とも、関係省庁と連携の上、改正法及び改定 された基本方針に基づいて施策の充実を図り、配偶 者からの暴力のない社会の実現に向けて、積極的に 取り組んでいきたいと考えています。

(配偶者からの暴力被害者支援情報)

http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html

# 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合への参加



[各国代表(中央の男性はインドのマンモハン・シン首相)]

平成19年12月6日(木)、7日(金)、インド・ニューデリーにおいて、第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(注)が開催されました。

我が国からは上川陽子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が出席し、我が国における男女共同参画の取組に関する演説を行ったほか、「日本における女性の『政策・方針決定過程』への参画に係る現状・取組について」と題し、パネリストとして発表を行いました。また、会合の合意文書として「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

会合の概要は以下のとおりです。

#### 【大臣演説】

上川大臣は、会合冒頭の各国大臣による演説に おいて、以下の点について述べました。

- •我が国の女性の意思決定過程への参画の状況は、満足できる状況には至っていない。「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度」という目標のもと、様々な取組を進めている。
- 女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であると認識し、幅広い取組を総合的に推進している。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正した。
- ●日本では仕事と生活を両立したいと考えていて も、二者択一を迫られているのが現状である。 ワーク・ライフ・バランス推進のため憲章や行 動指針を策定することとしている。
- 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法を改正した。

#### 【パネリストとしての発表】

上川大臣は、意思決定過程における女性に関するパネルディスカッションにおいて、パネリストとして、以下の点について発表しました。

◆女性が継続就業しキャリアを重ねることが重要であるが、我が国では第一子出産を機に働く女

性の約7割が離職している。

- ●働きたい女性が働き続けるようにするためには、 ワーク・ライフ・バランスを実現できる社会にし ていくことが重要である。
- ●民間企業では、女性の積極的な登用や、ワーク・ ライフ・バランスの実現に向けた取組が徐々に増 えてきている。
- ◆女性研究者採用の数値目標の設定や大学・研究機関のモデル的な取組への支援を行っている。
- •政府内の取組として、国家公務員採用I種試験について採用者全体の女性の割合を2010年までに30%にするという目標を立てて取り組んでいる。

#### 【ニューデリー閣僚共同コミュニケ概要】

会合の最後に、ニューデリー閣僚共同コミュニケが採択されました。このコミュニケにおいては、特に、個別テーマとなった①意思決定過程における女性の参画・リーダーシップ、②女性に対する暴力、③家庭内労働、及び、その他として、④制度的メカニズム、ジェンダー統計等について、取るべき行動がより具体的に示されました。

詳しい情報については、男女共同参画局ホームページをご参照下さい。

http://www.gender.go.jp/eastasia/2007index.html

(注)東アジア男女共同参画担当大臣会合:平成18年に、日本のイニシアティブで立ち上げた、東アジア地域16カ国(オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)等の閣僚級会合。第1回会合は平成18年6月30日~7月1日に東京において開催された。



[演説をする上川大臣 (右から2人目が主催者であるインドのチョードリー女性・児童開発担当相)]

編集・発行:内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 記事に関する問い合わせ先

TEL: 03-5253-2111(代) FAX: 03-3581-9566

発 行 日:偶数月の15日発行

インターネットホームページ http://www.gender.go.jp/